

議案第 87 号

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 25 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成 12 年板橋区条例第 31 号）
の一部を次のように改正する。

第 27 条第 1 項中「、若しくは地方公務員法第 16 条第 1 号に該当して同法第 28 条第 4 項の規定により失職し」を削る。

第 28 条第 2 号中「（同法第 16 条第 1 号に該当して失職した職員を除く。）」を削る。

第 30 条第 1 項中「、若しくは地方公務員法第 16 条第 1 号に該当して同法第 28 条第 4 項の規定により失職し」を削る。

第 32 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（昇給についての適用除外）

第 32 条の 3 第 7 条第 2 項から第 5 項までの規定は、臨時的に任用される職員には、適用しない。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年 12 月 14 日から施行する。ただし、第 32 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）第 44 条の規定による改正前の地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「旧法」という。）第 16 条第 1 号に該当して

旧法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、この条例による改正後の第27条第1項、第28条第2号及び第30条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(提案理由)

地方公務員法の改正に伴い、欠格条項に係る規定を改め、臨時的に任用される職員を昇給の適用除外とする規定を追加する必要がある。